

船橋市職員採用試験における補欠合格の取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、船橋市職員採用試験等（以下「試験等」という。）における補欠合格に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補欠合格の決定)

第2条 試験区分毎に、最終試験の試験結果における「合格」の次の順位から順次必要人数を「補欠合格」とすることができる。

(補欠合格を決定することができる試験等)

第3条 補欠合格を決定することができる試験等の種類は次のとおりとする。

- 一 船橋市職員採用試験
- 二 障害者を対象とした船橋市職員採用選考

(補欠合格した者の採用)

第4条 採用予定時期までに、合格した者が採用を辞退し、又はその他合格した者が採用され得ない事情が生じるなど、採用予定者に欠員が出た場合、もしくは職員に欠員が生じるなどにより採用計画が変更された場合、補欠合格した者を最終試験結果の順位の順に繰り上げて合格とし、採用することができるものとする。

(補欠合格した者への採否の決定及び通知)

第5条 補欠合格した者の合格または不合格は採用予定時期の1ヶ月前までに決定し、補欠合格した者に通知するものとする。

(補欠合格した者の採用時期)

第6条 補欠合格した者のうち合格と決定された者については速やかに就職意思の確認をし、就職意思のある補欠合格した者については採用予定時期に採用するものとする。

(補欠合格した者への試験結果情報の提供について)

第7条 補欠合格した者については合格または不合格が決定されるまでの間、本人の試験結果情報の提供を行わないものとする。なお、不合格となった者に対する本人の試験結果情報の提供は、「船橋市職員採用試験等に係る保有個人情報の本人に対する提供に関する取扱基準」に準じて行うものとする。

(除外規定)

第8条 この基準は、医療センターに配属される看護師、助産師の採用試験及び消防吏員の採用試験における補欠合格には適用されないものとする。

附 則

この基準は、平成14年8月20日から施行する。

この基準は、平成16年11月5日から施行する。

この基準は、平成17年9月13日から施行する。

この基準は、平成18年9月11日から施行する。

この基準は、令和5年4月1日から施行する。